

別表 1 (第 4 条関係)

組織・役職名	対象者・構成員	役割・権限等
教育情報セキュリティ委員会	<p>「教育情報セキュリティ委員会設置要綱」に基づき選出 議長：教育長 副議長：学校教育部長</p>	<p>1 教育情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティ対策を統一的に行うため、教育情報セキュリティポリシー等、教育情報セキュリティに関する重要な事項を決定する。</p>
川口市情報セキュリティ対策基準第 4 に規定する最高情報セキュリティ責任者 (CISO)	<p>企画財政部に関する事務を担当する副市長 (CISO)</p>	<p>1 最高情報セキュリティ責任者は、本市の教育委員会における全ての教育ネットワーク、教育情報システム等の情報資産の管理及び情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及び責任を有する。</p> <p>2 最高情報セキュリティ責任者に事故があるとき、又は最高情報セキュリティ責任者が欠けたときは、最高情報セキュリティ責任者に充てる副市長以外の副市長がその職務を代理する。</p> <p>3 最高情報セキュリティ責任者は、必要に応じ、情報セキュリティに関する専門的な知識及び経験を有した専門家を最高教育情報セキュリティアドバイザーとして置き、その業務内容を定めることができる。</p>
統括教育情報セキュリティ責任者	<p>教育長</p>	<p>1 統括教育情報セキュリティ責任者は、CISO を補佐しなければならない。</p> <p>2 統括教育情報セキュリティ責任者は、本市</p>

		<p>における全ての教育ネットワークにおける開発、設定の変更、運用、見直し等を行う権限及び責任を有する。</p> <p>3 統括教育情報セキュリティ責任者は、本市における全ての教育ネットワークにおける情報セキュリティ対策に関する権限及び責任を有する。</p> <p>4 統括教育情報セキュリティ責任者は、教育情報セキュリティ責任者、教育情報システム管理者、教育情報セキュリティ管理者及び教育情報セキュリティ担当者に対して、情報セキュリティに関する指導及び助言を行う権限を有する。</p> <p>5 統括教育情報セキュリティ責任者は、本市における情報資産に関するセキュリティ侵害が発生した場合又はセキュリティ侵害のおそれがある場合に、CISOの指示に従い、CISOが不在の場合には自らの判断に基づき、必要かつ十分な措置を行う権限及び責任を有する。</p> <p>6 統括教育情報セキュリティ責任者は、本市における共通的な教育ネットワーク、教育情報システム及び情報資産に関する情報セキュリティ実施手順の維持・管理を行う権限及び責任を有する。</p> <p>7 統括教育情報セキュリティ責任者は、緊急時等の円滑な情報共有を図るため、CISO、統括教育情報セキュリティ責任者、教育情報シ</p>
--	--	---

		<p>ステム管理者、教育情報セキュリティ管理者及び教育情報セキュリティ担当者を網羅する連絡体制を含めた緊急連絡網を整備しなければならない。</p> <p>8 統括教育情報セキュリティ責任者は、緊急時には CISO に早急に報告を行うとともに、回復のための対策を講じなければならない。</p>
教育情報セキュリティ責任者	学校教育部長	<p>1 教育情報セキュリティ責任者は、本市における教育情報セキュリティ対策に関する統括的な権限及び責任を有する。</p> <p>2 教育情報セキュリティ責任者は、本市において所有している教育情報システムにおける開発、設定の変更、運用、見直し等を行う際の情報セキュリティに関する統括的な権限及び責任を有する。</p> <p>3 教育情報セキュリティ責任者は、本市において所有している教育情報システムについて、緊急時における連絡体制の整備、教育情報セキュリティポリシーの遵守に関する意見の集約及び教職員等に対する教育、訓練、助言及び指示を行う。</p>
教育情報システム管理者	庶務課長、学務課長、指導課長、学校保健課長及び川口市立高等学校事務長	<p>1 教育情報システム管理者は、所管する教育情報システムにおける開発、設定の変更、運用、見直し等を行う権限及び責任を有する。</p> <p>2 教育情報システム管理者は、所管する教育情報システムにおける情報セキュリティに関する権限及び責任を有する。</p>

		<p>3 教育情報システム管理者は、所管する教育情報システムに係る情報セキュリティ実施手順の維持・管理を行う。</p>
教育情報セキュリティ管理者	市立学校園の長	<p>1 教育情報セキュリティ管理者は、当該学校園の情報セキュリティ対策に関する権限及び責任を有する。</p> <p>2 教育情報セキュリティ管理者は、当該学校園において、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合又はセキュリティ侵害のおそれがある場合には、情報セキュリティに関する統一的な窓口へ速やかに報告を行い、指示を仰がなければならない。</p>
教育情報セキュリティ担当者	教育情報システム管理者が選任した者	<p>1 教育情報セキュリティ担当者は、教育情報システム管理者の指示等に従い、教育情報システムの開発、設定の変更、運用、更新等の作業を行う。</p> <p>2 教育情報セキュリティ担当者は、教育情報システム管理者の指示に従い、教育情報セキュリティに関する対策の向上を図る。</p>